

★必須項目  
☆選択項目

## 2. ホロシャツ・Tシャツ・トレーナー・スウェット類

試験項目		判定基準		特例判定基準・対象品及び備考	
耐洗濯性	☆耐洗濯性 JIS-L-1930 取扱い絵表示に従う (132よりも強い表示 の場合はそれに従う) タンブル乾燥を優先(*2)	製品寸法変化率	吊干し -6~+3%	・編地製品は洗濯前製品重量を明記する。 ・ゴム編で巾方向の回復力がある縮みは、寸法基準値適用除外 【洗濯・乾燥方法の特例】 ・ダブルフェイス、裏毛編地、リブ編地(テレコ)製品は「吊干し」 ・110手洗い表示の製品は「C3G法ネット」 ・蛍光増白剤による変退色はその都度明記し合否判定から除外。但し3級以下は無蛍光洗剤使用等の注意表示を付けること。 ・スリット・前割れ・タ方向の柄がある製品は斜行5%以内	
			タンブル乾燥 丈-8~0% 巾-10~0%		
			外観・縫製 異常がないこと		
			変退色 4級 以上		
			プリント(白場汚染) 斜行(%以内) パッカリング		4-5級 以上 7% -
			☆繰返し5回洗濯 JIS-L-1930 C4M吊干し		外観 変退色 プリント(白場汚染)
耐商業ウエットクリーニング性	☆耐商業ウエットクリーニング性 JIS-L-1931-4 W1~W3法(又はCW1~CW3法) 取扱い表示に従う ☆繰返し3回 JIS-L-1931 W1~W3法(又はCW1~CW3法) 取扱い表示に従う	製品寸法変化率	±3%	・家庭洗濯不可かつウエットクリーニング可の商品に適用 ・特殊プリント(顔料・ラバー等)、合成皮革、コーティング、フロッキー、ボンディング製品等に適用	
			外観・縫製 異常がないこと		
			変退色 4級 以上		
			プリント(白場汚染) パッカリング		4-5級 以上 -
			外観 変退色		異常がないこと 1回後 4級 以上 3回後 3級 以上
			プリント(白場汚染) パッカリング		4-5級 以上 -
耐商業ドライクリーニング性	☆耐商業ドライクリーニング性 JIS-L-1931 P2又はF2 取扱い絵表示に従う ☆繰返し3回 JIS-L-1931 P2又はF2 取扱い絵表示に従う	製品寸法変化率	±3%	・ドライクリーニング可商品に適用 ・特殊プリント(顔料・ラバー等)、合成皮革、コーティング、フロッキー、ボンディング製品等に適用	
			外観・縫製 異常がないこと		
			変退色 4級 以上		
			プリント(白場汚染) パッカリング		4-5級 以上 -
			外観 変退色		異常がないこと 1回後 4級 以上 3回後 3級 以上
			プリント(白場汚染) パッカリング		4-5級 以上 -
染色堅ろう度試験	★耐光	変退色	3級 以上	・蛍光増白剤の黄変は合否判定より除外 ・毛30%以上は4級以上(淡色は除く)	
	☆洗濯	変退色/汚染 汚染	4級 以上/3級 以上 (*1) 4級 以上	・水洗い可表示のものに適用	
	☆水	変退色/汚染 汚染	4級 以上/3級 以上 (*1) 4級 以上	・ドライクリーニング可表示のものに適用	
	★汗	変退色/汚染 汚染	4級 以上/3級 以上 (*1) 4級 以上	・異色濃淡の組合せ以外の「毛・絹70%以上含むもの」は汚染2-3級	
	★摩擦	乾燥 湿潤	4級 以上 2-3 級以上	・濃色・特殊プリント・起毛品の場合3-4級、デニム・別珍・コール天3級 ・濃色・特殊プリント・起毛品の場合2級、デニム・別珍・コール天1-2級	
	☆ドライクリーニング	変退色/汚染 汚染	4級 以上/3-4級 以上 (*1) 4級 以上	・ドライクリーニング可表示のものに適用	
	色泣き	汚染	4-5級 以上		
	汗耐光	変退色	3級 以上	・セルロース系繊維を含む「紳士・婦人カットソー上衣」に適用	
	塩素処理水	変退色	3級 以上	・セルロース系繊維を含む「紳士・婦人カットソー」に適用	
	酸素系漂白	変退色	4級 以上	・酸素系漂白表示品に適用	
	物性	毛羽付着		3級 以上	・表、裏起毛(薄起毛含)、獣毛に適用
ピリング		織10H 編5H	3級 以上		
表面フラッシュ 破裂強さ		「表面フラッシュなし」 300kPa 以上	炎10cm 未満	・起毛製品で起毛部分の繊維がセルロース系繊維50%以上に適用	
安全	遊離ホルムアルデヒド	出生後24ヶ月以内の乳幼児用のもの A-Ao 0.05以下 300 μg/g(ppm) 以下		・全色全パーツ(素材・副資材・付属品)が基準値以内であることを保障すること(製品での試験を必ず行うこと)	

**【注意】**

・付属は染色堅ろう度の「水試験」及び洗濯又はドライクリーニング試験を行う。

・テープ・パピング類等は、摩擦試験(乾・湿)も行う。

(\*1): 異色濃淡組合せ品に適用

(\*2): 編地製品の寸法変化率がタンブル乾燥で基準値を超す場合タンブル乾燥済み試験製品で吊干しによる再試験を行い、吊干しの基準値以内であれば合格とする。この場合、「タンブル乾燥禁止」(図柄300)と「吊干し」(図柄440又は445)表示を行う。

※試験基準は予告なしで変更する場合がありますから、ご不明な点がございましたら当センターまでご連絡をください。